

定款及び規約

社団法人 日本ショッピングセンター協会

社団法人日本ショッピングセンター協会定款

| | | |
|------|----------|-------|
| 制 定 | 昭和50年 | 4月21日 |
| 一部改正 | 昭和52年 | 8月31日 |
| 一部改正 | 昭和58年10月 | 3日 |
| 一部改正 | 昭和59年 | 8月22日 |
| 一部改正 | 昭和60年 | 7月12日 |
| 一部改正 | 平成 4年 | 7月22日 |
| 一部改正 | 平成 9年 | 8月 1日 |
| 一部改正 | 平成10年 | 8月25日 |
| 一部改正 | 平成23年 | 6月24日 |

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本ショッピングセンター協会（英文名 JAPAN COUNCIL OF SHOPPING CENTERS。略称「JCSC」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、ショッピングセンターの健全な発展を通じて、同一施設内における多種の小売商業等の総合的な振興を図るとともに、地域消費生活の効率化に寄与し、もって経済の均衡ある発展と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ショッピングセンターに関する調査
- (2) 地域社会経済における適切なショッピングセンターの研究
- (3) ショッピングセンターに係る指導及び教育
- (4) ショッピングセンターに関する広報
- (5) ショッピングセンターに係る行政施策の実施に対する協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

- 第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
- 2 正会員は、第一種正会員及び第二種正会員とする。
 - 3 第一種正会員は、現にショッピングセンターを所有し、開発し又は管理するもの及び今後所有し、開発し又は管理しようとするものとする。
 - 4 第二種正会員は、現にショッピングセンターにおいて小売業（飲食業を含む。）、サービス業そのほか消費者に利便を提供することを業として営むもの及び今後営もうとするものとする。
 - 5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
 - 6 会員の種別に関して必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

（入会）

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

- 第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

- 第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
 - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
 - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

（除名）

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。
- (1) 本会の定款又は規約に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員、相談役及び顧問

(種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 68人以上73人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、15人以上20人以内を常任理事とする。

3 理事のうち、必要に応じて5人以内を副会長、1人以内を専務理事、1人以内を常務理事とすることができる。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては10人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 役員を選任に関して必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 6 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。
- 7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、就任後第2年目の定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(相談役及び顧問)

- 第17条 本会に、相談役4人以内及び顧問5人以内を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 相談役は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 顧問は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
 - 5 第14条第1項の規定は、相談役及び顧問について準用する。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 本会の会議は、総会、理事会及び常任役員会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任役員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 4 監事は、理事会及び常任役員会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 常任役員会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(開催)

第21条 定期総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 常任役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第22条 総会、理事会及び常任役員会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会、理事会及び常任役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 寄附金品

- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から60日以内に、総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後60日以内に総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第34条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第35条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を

積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第36条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第40条 本会は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第41条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第42条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(実施細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則（昭和50年 4月21日）

- 1 この定款は、通商産業大臣の認可のあった日（昭和50年4月21日）から施行する。
- 2 現に、日本ショッピングセンター協会の会員である者は、定款第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、A会員にあっては第一種正会員、B会員にあっては第二種正会員、C会員にあっては賛助会員として附則第1項に規定する日に定款第5条第2項から第5項までに規定する資格をそれぞれ取得したものとみなす。
- 3 本会の設立当初の役員は、定款第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定にかかわらず、創立総会で選任された者がこれに当たり、その任期は、定款第17条第1項本文の規定にかかわらず、附則第1項に規定する日から昭和52年3月31日までとする。
- 4 日本ショッピングセンター協会の顧問及び相談役であって、現にその職にある者は、定款第20条の規定により附則第1項に規定する日にそれぞれ本会の顧問又は相談役に委嘱されたものとみなし、その任期については附則第3項の役員の任期に関する規定を準用する。
- 5 本会の設立当初の評議員並びに部会議長及び部会副議長は、定款第32条第2項第3号及び第35条第2項の規定にかかわらず、創立総会において委嘱された者がこれに当たり、その任期は、定款第31条第3項本文（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、附則第1項に規定する日から昭和51年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の事業年度は、定款第40条の規定にかかわらず、附則第1項の規定する日に始まり昭和51年3月31日に終わるものとする。
- 7 別添「社団法人日本ショッピングセンター協会規約」は、附則第1項に規定する日に定款第24条第3号の規定により制定されたものとみなす。

附 則（昭和52年 8月31日）

本定款の変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年10月 3日）

本定款の変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和59年 8月22日）

本定款の変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和60年 7月12日）

本定款の変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 4年 7月22日）

- 1 本定款の変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 本定款の変更規定により、当初に選任された常任理事の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則（平成 9年 8月 1日）

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成10年 8月25日）

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附則（平成23年 6月24日）

この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。

社団法人日本ショッピングセンター協会規約

| | | |
|------|-------|-------|
| 制 定 | 昭和50年 | 4月21日 |
| 一部改正 | 昭和53年 | 5月11日 |
| 一部改正 | 昭和54年 | 4月20日 |
| 一部改正 | 昭和56年 | 5月14日 |
| 一部改正 | 昭和58年 | 6月30日 |
| 一部改正 | 昭和60年 | 5月23日 |
| 一部改正 | 平成 4年 | 7月22日 |
| 一部改正 | 平成 5年 | 5月17日 |
| 一部改正 | 平成10年 | 8月25日 |
| 一部改正 | 平成12年 | 5月12日 |
| 一部改正 | 平成14年 | 5月15日 |
| 一部改正 | 平成16年 | 5月14日 |
| 一部改正 | 平成21年 | 5月14日 |
| 一部改正 | 平成23年 | 5月19日 |

第1章 総則

(協会規約)

第1条 社団法人日本ショッピングセンター協会定款（以下「定款」という。）第43条の規定に基づき社団法人日本ショッピングセンター協会規約（以下「規約」という。）を定める。

(用語の意義)

第2条 規約において、「ショッピングセンター」とは、別表第1のとおりとする。

第2章 会員

(種別)

第3条 定款第5条第6項の会長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 会員は、理事会の承認を得て、会員の種別を変更できるものとする。

(入会申込書)

第4条 定款第6条第1項の入会申込書の様式は、別表第2のとおりとする。

(会員代表者変更届)

第5条 定款第6条第3項の会員代表者変更届の様式は、別表第3のとおりとする。

(入会金及び会費)

第6条 定款第7条第1項の總會において定める入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費の額は、別表第4のとおりとする。
- (2) 本会は、定款第6条第1項の規定により、入会が理事会で承認されたときは、遅滞なくその旨を、納入すべき入会金及び会費の額そのほか入会に関して必要な事項とともに、申込者に通知するものとする。
- (3) 前号の通知を受けた申込者は、ただちに入会金及び会費を納入しなければならない。
- (4) 入会金は、その全額を一時に納入しなければならない。
- (5) 会費は、当該事業年度分をその事業年度開始までに納入しなければならない。
- (6) 当該事業年度の開始後に入会した会員は、前号の規定にかかわらず、入会した月からその事業年度が終了するまでの月数に相当する額を全額納入するものとする。
- (7) 入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に振り込むものとする。
- (8) 規約第3条第1項第1号の規定により、種別の変更を承認された会員は、変更後の会員として納入すべき入会金及び会費の額に不足額があるときは、その額を納入しなければならない。

(退会届)

第7条 定款第8条第1項の退会届の様式は、別表第5のとおりとする。

第3章 役員

(選任)

第8条 定款第12条第5項の会長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、その過半数が第一種正会員であること。
- (2) 監事は、1人が第一種正会員であること。
- (3) 会長は、正会員又は学識経験者であること。
- (4) 副会長は、正会員又は学識経験者であること。
- (5) 専務理事及び常務理事は、会員又は会員外の学識経験者であること。
- (6) 常任理事は、その過半数が第一種正会員であること。

第4章 委員会

(委員会)

第9条 定款第41条第3項の会長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の委員長は、会長が任命し、委員は、委員長が推薦する者の中から会長が委嘱する。
- (2) 委員会には、必要に応じて副委員長をおくことができる。副委員長は会長の承認を得て、委員長が指名する。

- (3) 委員長は、委員会の議事を総括する。副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。
- (5) 小委員会の委員は、当該委員会の委員のうちから、その委員会が選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、当該小委員会の目的とする事項について、専門的な学識経験を有する者を委員に選任することを妨げない。
- (6) 委員の任期については、定款第14条第1項の規定を準用する。
- (7) その他、運営に関して必要な事項は会長が別途定める。

(企画会議)

第10条 各委員会の総合調整、及び理事会付議事項の事前審議のための総括的な委員会として企画会議を置く。

- (1) 企画会議の委員は、各委員会委員長の全員及び理事、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- (2) 企画会議の議長は会長がつとめ、会議は議長が召集する。
- (3) 委員の任期については、定款第14条第1項の規定を準用する。
- (4) その他、運営に関して必要な事項は会長が別途定める。

附 則 (昭和50年 4月21日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日(昭和50年4月21日)からこれを実施する。

附 則 (平成 4年 7月22日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則 (平成 5年 5月17日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則 (平成10年 8月25日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則 (平成12年 5月12日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則 (平成14年 5月15日)

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則（平成16年 5月14日）

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則（平成21年 5月21日）

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

附 則（平成23年 5月19日）

この協会規約は、定款の附則第1項に規定する日からこれを実施する。

別表第1

わが国「ショッピングセンター」の定義

ショッピングセンターとは、一つの単位として計画、開発、所有、管理運営される商業・サービス施設の集合体で、駐車場を備えるものをいう。

その立地、規模、構成に応じて、選択の多様性、利便性、快適性、娯楽性等を提供するなど、生活者ニーズに応えるコミュニティ施設として都市機能の一翼を担うものである。

*取扱基準

ショッピングセンターは、ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えることを必要とする。

- ① 小売業の店舗面積は、1,500平方メートル以上であること。
- ② キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること。
- ③ キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80パーセント程度を超えないこと。ただし、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上である場合は、この限りではない。
- ④ テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること。

入会申込書

社団法人日本ショッピングセンター協会

会長 越村 敏昭 殿

平成 年 月 日

貴協会の趣旨に賛同し、平成 年 月より入会いたします。

| | | | | |
|--------|---------------------------------|-------------------|------------|------|
| 会員種別 | <input type="checkbox"/> 第一種正会員 | 会費(月額) | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 第二種正会員 | " (月額) | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 賛助会員 | " (月額) | | 円 |
| | | 年額 | | 円 |
| 申込者 | フリガナ | | | 代表者印 |
| | 名称 | | | |
| | 代表者 役職名 | | フリガナ 氏名 | |
| 所在地 | 〒 | | | |
| | 電話番号 | FAX番号 | | |
| 協会の担当者 | 会員代表者 役職名 | | フリガナ 氏名 | |
| | 連絡先 | 〒 | | |
| | | 電話番号 | FAX番号 | |
| | E-mail: _____ @ _____ | URL:http:// _____ | | |
| 窓口担当者 | 部署 役職 | | フリガナ | |
| | | | 氏名 | |

- 注) 1. 会員の種別に「✓」印をつけてください。
 2. 代表者印は実印を押してください。
 3. 会員代表者とは、当協会に対してその権利を行使する方です。法人代表者と同じ場合は、「同上」とご記入ください。
 4. 窓口担当者とは、協会からの郵便物・電話等全ての連絡窓口をしていただく方です。
 5. 入会申込書と合わせ、会社概要及び会員台帳を添付してください。

会 員 代 表 者 変 更 届

社団法人日本ショッピングセンター協会

会 長 越 村 敏 昭 殿

平成 年 月 日

平成 年 月 日付で、下記のとおり会員代表者を変更したく、届け出いたします。

会社名 _____

連絡者名 _____ TEL _____

| | | | | |
|--------------------|-----------|-------|------------|--|
| 会 員 代 表 者 | 現 | 役職名 | 氏名（フリガナ） | |
| | 新 | | | |
| 会 員 代 表 者 連 絡 先 | 住 所 〒 | | | |
| | 電話番号 | | FAX | |
| | E-mail: @ | | URL:http// | |
| (フリガナ) 会 社 名 | 旧 | | | |
| | 新 | | | |
| 窓 口 連 絡 先 | 部 署 名 | 役 職 名 | 氏 名 (フリガナ) | |
| | 旧 | | | |
| | 新 | | | |
| | 新住所 〒 | | | |
| | 電話番号 | | FAX | |
| | E-mail: @ | | URL:http// | |

*会員代表者変更の場合は太線枠内、会員代表者の変更以外は細線枠内にご記入ください。

入会金及び会費

(平成23年5月19日～)

| 会員の種類 | | 資格区分 | 入会金 | 年会費 | |
|-------------|------------------|---|-----------------|------------------------|------|
| 正 会 員 | 第一種 | 当該SC総面積5,000㎡未満(ただし、東京23区、政令指定都市に本社(本部)を置く法人等を除く) | 3万円 | 9万円 | |
| | | 当該SC総面積10,000㎡未満 | 3万円 | 24万円 | |
| | | 当該SC総面積10,000㎡以上 50,000㎡未満 | 3万円 | 33万円 | |
| | | 当該SC総面積50,000㎡以上 | 3万円 | 45万円 | |
| | 第二種 | 店舗数3店以下の法人等 | 1万円 | 4万2千円 | |
| | | 店舗数4店以上9店舗以下の法人等 | 1万円 | 5万4千円 | |
| | | 店舗数10店以上29店舗以下の法人等 | 1万円 | 7万8千円 | |
| | | 店舗数30店以上59店舗以下の法人等 | 1万円 | 9万円 | |
| | | 店舗数60店以上99店舗以下の法人等 | 1万円 | 10万2千円 | |
| | | 店舗数100店以上の法人等 | 1万円 | 12万6千円 | |
| | | 店舗数50店舗未満のテナント会 | 1万円 | 9万円 | |
| | 店舗数50店舗以上のテナント会 | 1万円 | 10万2千円 | | |
| | 賛 助 会 員 | 法 人 | 企業 | 本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人等 | 3万円 |
| 団体 | | | 地方自治体、商工会議所、商工会 | なし | 12万円 |
| 個 人 | | SC経営士*1 | なし | 1万2千円 | |
| | | 大学・専門学校関係(教授、講師などSC研究者)*2 | なし | 2万円 | |
| 施設・事業所会員 | | 法人等の本社(本部)が会員(第一種正会員、第二種正会員、賛助会員)になっている場合の従たる事務所 | なし | 1万8千円 | |

* SC面積とは、一般に通路を含み、SC内の物品販売業、飲食業、サービス業等、売場に供しているすべての面積をいいます。同一敷地内にあってSC来店客が利用可能な公共性の強い諸施設の面積も含まれます。

*1 SC経営士になるためには、当協会が実施するSC経営士試験に合格し、登録することが必要です。詳細は協会Webサイトをご覧ください。

*2 大学・専門学校関係会員の場合は、会員の紹介もしくは推薦が必要となる場合があります。

退 会 届

平成 年 月 日

社団法人日本ショッピングセンター協会
会 長 越 村 敏 昭 殿

下記の理由により、平成 年 月 日から、社団法人日本ショッピングセンター協会を退会させていただきたく、届け出いたします。

名 称

代 表 者
役職名・氏名

印

[理 由]